

春日部市個人情報保護条例及び春日部市情報公開条例の一部を改正する条例

(春日部市個人情報保護条例の一部改正)

**第1条** 春日部市個人情報保護条例（平成17年条例第17号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の号の表示及びそれに対応する改正後の欄の号の表示に下線が引かれた場合にあつては、当該改正前の欄の号を当該改正後の欄の号とする。
- (2) 次の表中、改正前の欄の号に対応する改正後の欄の号が存在しない場合にあつては、当該改正前の欄の号を削る。
- (3) 次の表中、改正後の欄の条又は号に対応する改正前の欄の条又は号が存在しない場合にあつては、当該改正後の欄の条又は号を加える。
- (4) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正後	改正前
<p>(定義) 第2条 (4) 個人情報 個人に関する <u>情報（次号に規定する特定個人情報以外の情報にあつては、事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）</u>であつて、<u>次のア又はイのいずれかに該当するもの</u>をいう。</p> <p>ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。第29条第2項及び第46条において同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第2項に規定する</p>	<p>(定義) 第2条 (4) 個人情報 個人に関する <u>情報</u>であつて、<u>当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）</u>であり、<u>文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式等人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。第29条第2項及び第46条において同じ。）</u>に記録されているもの（<u>次号に規定する特定個人情報以外の情報にあつては、事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）</u>をいう。</p>

個人識別符号をいう。次のイにおいて同じ。)を除く。)をいう。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

イ 個人識別符号が含まれるもの

(収集禁止事項)

第9条 実施機関等は、要配慮個人情報(個人情報の保護に関する法律第2条第3項に規定する要配慮個人情報をいう。次項において同じ。)を収集してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関等は、次の各号のいずれかに該当するときは、要配慮個人情報を収集することができる。

(2) 前号に掲げるもののほか、実施機関が春日部市情報公開・個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴いて職務執行上特に必要があると認めたととき。

(開示の請求等)

第19条

4

(2) 開示の請求をした者(第2項の規定により本人に代わって開示の請求をする場合にあっては当該本人を、前項の規定により死者に代わって開示の請求をする場合にあっては当該死者をいう。)以外の者に関する情報を含む個人情報であって、開示することにより、当該開示の請求をした者以外の者の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認

(収集禁止事項)

第9条 実施機関等は、次に掲げる事項に関する個人情報を収集してはならない。

- (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
- (2) 社会的差別の原因となるおそれのある事項
- (3) 犯罪に関する事項
- (4) 前3号に定めるもののほか、実施機関が春日部市情報公開・個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴いて個人情報の収集をしてはならないと認めたと事項

2 前項の規定にかかわらず、実施機関等は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項各号に掲げる事項に関する個人情報を収集することができる。

(2) 前号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて職務執行上特に必要があると認めたととき。

(開示の請求等)

第19条

4

められる情報

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第28条の2 開示請求に係る情報に市並びに国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）及び他の地方公共団体又は公共的団体等及び指定管理者並びに請求者以外のもの（以下この条、第32条の2第3号及び第32条の3において「第三者」という。）に関する情報（第三者が指定管理者である場合にあっては、指定管理業務に係る情報を除く。）が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る情報の名称その他必要な事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、第三者に関する情報が記録されている当該情報を開示しようとする場合で、当該情報が第19条第4項第2号イ、同項第5号ただし書又は第24条に規定する情報に該当すると認められるときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る情報の名称その他必要な事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該情報の開示に反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かななければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに当該反対意見書を提出した第三者に対し、開示を決定した旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(事案の移送)

第30条の2 実施機関は、開示請求に係る情報が他の実施機関により作成されたものであるとき

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

その他の実施機関において開示決定等を行うことについて正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、請求者に対し、事案を移送した旨の通知を速やかに行わなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において開示決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前に行った行為は、移送を受けた実施機関が行ったものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が開示決定等を行ったときは、当該実施機関が情報の開示を行わなければならない。この場合において、移送を受けた実施機関は、当該情報の開示の実施について、移送をした実施機関に対して必要な協力を求めることができる。

(諮問した旨の通知)

第32条の2

(1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この条及び次条第2号において同じ。)

(第三者からの審査請求を棄却する場合等の手続)

第32条の3 次の各号のいずれかに該当する裁決をするときは、第28条の2第3項の規定を準用する。

(1) 開示決定等に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る情報の全部を開示する旨の決定を除く。)を変更し、当該開示決定等に係る情報を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該情報の開示に反対の意思を表示しているときに限る。)

(諮問した旨の通知)

第32条の2

(1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この条において同じ。)

(春日部市情報公開条例の一部改正)

**第2条** 春日部市情報公開条例(平成17年条例第16号)の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第3条</p> <p>(4) 情報 実施機関等の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、<u>磁気的方式</u>その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員又は指定管理者が行う当該指定に係る業務（以下「指定管理業務」という。）に従事する職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関等が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>(非公開情報)</p> <p>第6条</p> <p>(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、<u>当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）</u>又は特定の個人を識別できないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>(請求方法)</p> <p>第10条</p> <p>3 実施機関は、請求書に形式上の不備があると認めるときは、<u>請求者</u>に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。</p>	<p>(定義)</p> <p>第3条</p> <p>(4) 情報 実施機関等の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、<u>磁気的方式等</u>人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員又は指定管理者が行う当該指定に係る業務（以下「指定管理業務」という。）に従事する職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関等が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>(非公開情報)</p> <p>第6条</p> <p>(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、<u>特定の個人が識別され得るもの</u>又は特定の個人を識別できないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>(請求方法)</p> <p>第10条</p> <p>3 実施機関は、請求書に形式上の不備があると認めるときは、<u>公開請求をしたもの（以下「請求者」という。）</u>に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。</p>

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の規定中第9条の改正規定は、平成30年10月1日から施行する。